

仙台市建設工事安全委員会運営要領

(令和5年3月31日 都市整備局長決裁)

(目 的)

第1条 この要領は、仙台市建設工事安全委員会設置要綱（平成6年7月15日市長決裁。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、仙台市建設工事安全委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 要綱第2条第2項に規定する建設工事事故とは、次に掲げる事故を言う。

- (1) 労働災害 工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故又は輸送作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故をいう。
- (2) もらい事故 工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故を言う。
- (3) 死傷公衆災害 工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して、工事関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故をいう。
- (4) 物損公衆災害 工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して、第三者の資産に損害を与えた事故をいう。

2 前項に規定する用語は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 工事作業場 工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。
- (2) 隣接区域 適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域をいう。
- (3) 負傷 傷を負うことや怪我をすることのほか、熱中症や溶剤の中毒症状などによる疾病をいう。
- (4) 輸送作業 安全輸送上の計画に記載された作業をいう。

(事故の調査報告)

第3条 建設工事及び関連する業務委託並びに工事に準ずる業務委託や修繕（以下「報告対象業務」という。）を所管する課公所長（以下「課公所長」という。）は、それぞれが所管する報告対象業務において事故が発生した場合は、当該事象を委員会へ報告しなければならない。

(事故の判断及び分類)

第4条 委員会は、前条により報告された事象が建設工事事故に該当するか判断及び分類し、その結果を課公所長に通知する。

(事故の再発防止)

第5条 課公所長は、前条により建設工事事故と判断された場合は、事故の再発防止のため必要な措置が確認できるまで作業の全部または一部の施工を中止させなければならない。ただし、もらい事故等、受注者に過失がないことが明らかな場合、本条は適用しない。

- 2 課公所長は、受注者とともに事故の発生要因を分析し、それに応じた再発防止策に問題がないと認めた後、作業の再開を指示するものとする。
- 3 課公所長は、前項による指示を行った場合は、事故概要と再発防止策を委員会へ報告しなければならない。
- 4 委員会は、類似の建設工事事故の発生を防止するため、事故概要と再発防止策を公開する。

(会議)

第6条 委員会は、当該年における建設工事事故の発生状況の分析結果を踏まえ、次年度における安全対策に係るスローガン、事故低減のための取組み及び事業計画を作成する。

2 幹事会は、要綱第6条の規定に基づき、当該年における建設工事事故の発生状況を分析し、次年度における安全対策に係るスローガン案、事故低減のための取組み案及び事業計画案を作成する。

3 幹事会は、前項によらず、必要に応じ建設工事事故の発生を低減させるために必要な事項を委員会に諮ることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和7年2月13日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。